

頑張るお店を バックアップ!!



【新規】店舗の開業 上限200万円
(基本上限100万円、創業の場合さらに100万円加算)



店舗を改装 上限50万円
(市内で5年以上営業している店舗対象)

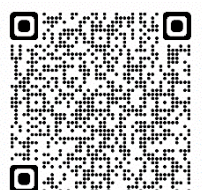


あやせの特色の商品開発 上限10万円



出店・広告宣伝 上限10万円
(イベント出店 チラシ 看板 Web広告等)

詳しくは市ホームページ <https://www.city.ayase.kanagawa.jp/>
もしくは
綾瀬市商工振興課商業担当(0467-70-5685)へお問合せください



商業者の魅力ある店舗づくりを支援し、市内商業の活性化を図ることを目的とし、次のとおり各種補助制度を実施します。

■補助対象業種 飲食料品小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業

※予算の範囲申込順

《【新規】店舗開業事業補助金》 受付締切 12 月 26 日

市内に新しく店舗を開業する具体的な予定のある方に
店舗開業に要する経費の一部を補助します。

■補助対象経費 ①工事を伴う改装費（市内事業者へ要発注）②設備購入費③備品購入費
（1品3万円以上、備品購入のみの経費は対象外）④販売促進に係る広告宣伝費⑤6か月分
の賃料

■補助額 3分の2以内で、上限200万円

（基本上限100万円、創業の場合さらに100万円加算）

※事業開始前にご相談ください

《店舗改装事業補助金》 受付締切 12 月 26 日

市内で5年以上営んでいる自らの店舗を改装する商業者に
店舗改装に要する経費の一部を補助します。

■補助対象経費 ①工事を伴う改装費（市内事業者へ要発注）②設備購入費③備品購入費
（1品3万円以上、備品購入のみの経費は対象外）④販売促進に係る広告宣伝費など

■補助額 2分の1以内で、上限50万円

※事業開始前にご相談ください

《商品開発事業補助金》

本市の特色を生かした商品（販売開始から1年以内）を開発した商業者に
新商品の開発に要した経費の一部を補助します。

■補助対象経費 ①原材料費②パッケージやラベルなどの開発費③マーケティング、調査
分析に係る経費④専門家等の招へいにかかる経費

■補助額 2分の1以内で、上限は1商品につき10万円

《販売促進事業補助金》

主力商品などの広告や看板作成、イベントなどの出店をする商業者に
新商品や主力商品の販売促進に必要な経費の一部を補助します。

■補助対象経費 ①出店経費②広告宣伝費

■補助額 2分の1以内で、上限は1事業者につき10万円

※事業開始前にご相談ください

問い合わせ・申し込み方法

〒252-1192 綾瀬市早川550番地 綾瀬市役所 5階 商工振興課商業担当

電話：0467-70-5685（直通）

メール：wm.705685@city.ayase.kanagawa.jp

HP：<https://www.city.ayase.kanagawa.jp>

同課にある申請書類（市ホームページからダウンロード可）に記入し、
郵送又はメール又は綾瀬市商工振興課商業担当へ直接提出してください。

なお、商工振興課に直接提出する場合は、事前に連絡してください。



まずは、お気軽に
お問合せください

※このチラシに使用している写真は、令和6年度補助金活用事業者の中から掲載しています。